

令和6年度第1回松本市社会福祉審議会 次第

日時：令和6年4月30日（火）午後2時

場所：松本市役所 3階 大会議室

1 開会

2 市長あいさつ

3 委員自己紹介

4 正副委員長選出

5 正副委員長あいさつ

6 諮問

7 議事

(1) 諮問事項

第3期松本市子ども・子育て支援事業計画の策定について

8 その他

9 閉会

松本市社会福祉審議会名簿

No.	氏 名	推薦団体・役職等	所属専門分科会	備 考	新任者
1	青木 知子	松本市私立幼稚園連盟会長	児童福祉専門分科会		○
2	岩田 宜己子	かとうメンタルクリニックソーシャルワーカー	障害者福祉専門分科会		
3	海野 暁光	私立保育園・認定こども園代表	児童福祉専門分科会		
4	小仁熊 恭夫	松本市高齢者クラブ連合会会長	高齢者福祉専門分科会		○
5	北沢 和雄	松本地域難病患者家族友の会	障害者福祉専門分科会		
6	草深 邦子	松本市民生委員・児童委員協議会会長	地域福祉専門分科会 民生委員審査専門分科会		
7	小林 弘明	松本市社会福祉協議会会長	地域福祉専門分科会 民生委員審査専門分科会		
8	澤地 雅弘	長野県弁護士会	高齢者福祉専門分科会 民生委員審査専門分科会		
9	尻無浜 博幸	松本大学副学長	高齢者福祉専門分科会		
10	高津 千代子	特定非営利活動法人ワーカーズコープ 松本事業所副所長	児童福祉専門分科会 民生委員審査専門分科会		○
11	田中 秀明	松本短期大学幼児保育学科教授	児童福祉専門分科会		
12	中澤 芳江	社会福祉法人アルプス福祉会理事	障害者福祉専門分科会 民生委員審査専門分科会		○
13	野竹 寛	松本市町会連合会副会長	地域福祉専門分科会 民生委員審査専門分科会	民生委員審査専門分科会会長	
14	羽田 原之	松本市医師会老人保健担当理事	高齢者福祉専門分科会		
15	平林 優子	信州大学医学部保健学科教授	児童福祉専門分科会		
16	廣瀬 豊	松本大学松商短期大学部 経営情報学科准教授	障害者福祉専門分科会	障害者福祉専門分科会会長	
17	丸山 順子	松本短期大学介護福祉学科教授	高齢者福祉専門分科会		
18	三村 仁志	長野県社会福祉士会 前会長 障がい者支援施設ささらの里 施設長	地域福祉専門分科会		
19	向井 健	松本大学総合経営学部 観光ホスピタリティ学科准教授	地域福祉専門分科会	地域福祉専門分科会会長	
20	山崎 井子	(特非)未来の風 療育センター らいふ	障害者福祉専門分科会	障害者福祉専門分科会副会長	○

第3期子ども・子育て支援事業計画の策定について

1 趣旨

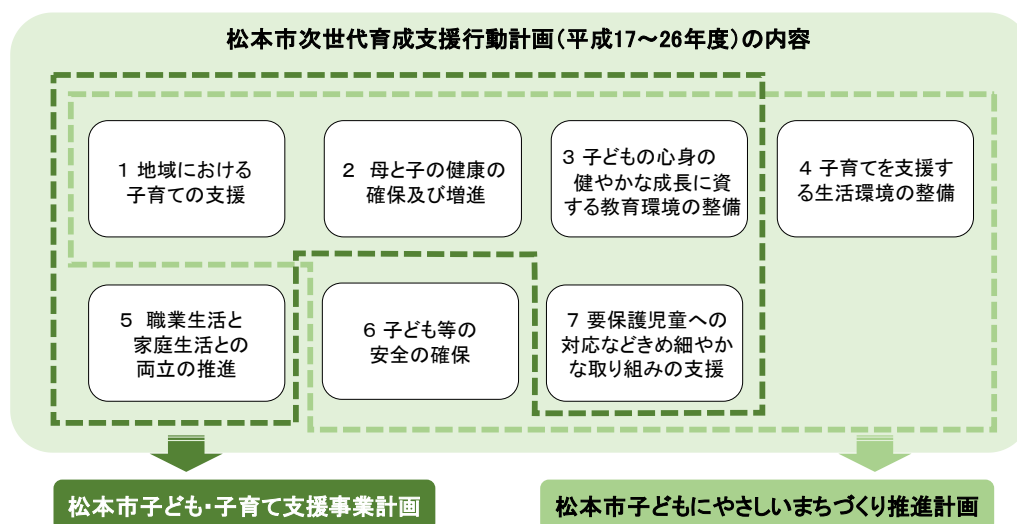
子ども・子育て支援法に基づき、5年を1期として策定する「松本市子ども・子育て支援事業計画」について、現計画である第2期子ども・子育て支援事業計画（以下、「第2期計画」という。）が令和6年度で期間満了となることから、第3期子ども・子育て支援事業計画（以下、「第3期計画」という。）を策定するものです。

2 本計画策定の背景と目的

平成元年に全国の合計特殊出生率が最低の値となった「1.57ショック」を契機に、子どもを産み育てやすい環境を作るための政策が強化され始めました。

平成15年には、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、本市では、この法律に基づき「松本市次世代育成支援行動計画」（平成17～26年度）を策定し、子ども・子育てに関する様々な環境整備を行ってきました。そして、平成24年に「子ども・子育て関連3法」が制定され、「子ども・子育て支援法」に基づき「松本市子ども・子育て支援事業計画」（平成27～令和元年度）と平成25年に施行された「松本市子どもの権利に関する条例」に基づく「子どもにやさしいまちづくり推進計画」（平成27～令和元年度）に役割分担して引き継ぎ、子どもや子育て家庭に対する総合的な支援の充実を推進してきました。

本計画は、これまでの取組みを後退させることなく、本市が培ってきた質の高い教育・保育・子育て支援を維持・向上させていくために策定するものです。



3 第2期計画について

(1) 計画の概要

第1期計画の成果と検証及びニーズ調査の結果を踏まえ、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした計画を策定しました。

(2) 基本理念

「すべての子どもにやさしいまち ー育ちあい、支えあい、分かちあいー」

(3) 基本目標

ア 質の高い幼児期の学校教育・保育の提供

イ 地域のニーズに応じた子育て支援の質・量の充実

ウ ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の両立）を実現する環境づくりの推進

4 第3期計画について

(1) 計画の基本的な考え方（国の動向）

令和5年4月にこども家庭庁が創設され、「こども基本法」が施行。同年12月には、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が策定されました。

国の定める「こども大綱」の内容を勘案し、自治体こども計画（子ども・子育て支援事業計画）を策定することとなっており、ひとりひとりが大切にされ、自分らしく生きられ、健やかに育っていく社会を目指すため、子どもや子育て家庭に関連する施策を盛り込むものとされています。

(2) 本市の考え方

「松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画」、「松本市子どもの未来応援指針」など、既存計画の役割や範囲を改めて整理し、松本市第11次基本計画をはじめ関連する諸計画と整合がとれた計画とします。

また、国の定める「こども大綱」の内容を勘案しながら、計画の策定を進めるものとします。

(3) 計画期間

令和7年度～令和11年度（5年間）

(4) 計画の見直し

計画の中間年にあたる令和9年度に事業の成果に対する数値の中間見直しを行い、計画を推進していきます。

5 策定のスケジュール（予定）

R 6.	4	社会福祉審議会 ・ 諮問
	6～10	社会福祉審議会児童福祉専門分科会 ・ 諮問内容の説明、協議 ・ 計画（案）の協議 ・ 答申案協議
	11	社会福祉審議会 ・ 答申
	12	市議会へ、計画（案）の協議
	12～	パブリックコメントの実施 ※1か月間
R 7.	3	市議会へ、パブリックコメント報告、計画（案）の報告
	3	第3期子ども・子育て支援事業計画策定

○社会福祉法（抜粋）

（第一条から第六条 略）

第二章 地方社会福祉審議会

（地方社会福祉審議会）

第七条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

（委員）

第八条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（臨時委員）

第九条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（委員長）

第十条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

（専門分科会）

第十一条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

（地方社会福祉審議会に関する特例）

第十二条 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは、「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

（政令への委任）

第十三条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

（第十四条以降 略）

○社会福祉法施行令（抜粋）

（第一条 略）

（民生委員審査専門分科会）

第二条 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会（法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。）の委員のうちから、委員長が指名する。

- 2 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。
- 3 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもつて地方社会福祉審議会の決議とする。

（審査部会）

第三条 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設けるものとする。

- 2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。
- 3 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもつて地方社会福祉審議会の決議とすることができる。

（第四条以降 略）

○松本市社会福祉審議会条例

令和3年3月19日松本市条例第6号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、松本市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項
- (2) 法第12条第1項に規定する児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、社会福祉について市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員24人以内で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 審議会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 法第9条に規定する臨時委員は、特別な事項について会議を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第7条 審議会に次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議する。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
- (2) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項
- (3) 障害者福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児及び難病の患者の福祉に関する事項
- (4) 高齢者福祉専門分科会 高齢者の福祉に関する事項
- (5) 児童福祉専門分科会 児童の福祉並びに母子及び父子（寡婦に関する事項を含む。）の福祉に関する事項

2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

- 3 専門分科会に専門分科会長及び専門分科会副会長各 1 人を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
 - 4 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。
 - 5 専門分科会副会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故あるときは、その職務を代理する。
 - 6 前条の規定は、専門分科会の会議について準用する。
 - 7 専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とすることができる。
- (審査部会)

第 8 条 社会福祉法施行令（昭和 3 3 年政令第 1 8 5 号）第 3 条第 1 項の規定による障害者福祉専門分科会審査部会のほか、専門分科会に審査部会を置くことができる。

(意見の聴取等)

第 9 条 審議会、専門分科会及び審査部会は、調査審議のために必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 1 0 条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第 1 1 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(松本市特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 松本市特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例（昭和 2 6 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

「

管理不全空き家等審議会委員			7, 0 0 0	4, 9 0 0
健康福祉 2 1 市民会議委員			7, 0 0 0	4, 9 0 0

」

を

「

管理不全空き家等審議会委員			7, 0 0 0	4, 9 0 0
社会福祉	委員及び臨時委員		7, 0 0 0	4, 9 0 0
審議会	障害者福祉専門分科会審査部会委員及び臨時委員		7, 0 0 0	

」

に改め、子ども・子育て会議委員の項を削り、同表備考に次のように加える。

- 4 社会福祉審議会委員及び臨時委員にこの表を適用する場合は、社会福祉法施行令（昭和３３年政令第１８５号。以下「政令」という。）第３条第１項の調査審議を行う場合を除き、社会福祉審議会障害者福祉専門分科会審査部会委員及び臨時委員にこの表を適用する場合において「日額」とあるのは、「勤務１回当たりの報酬の額」とする（政令第３条第１項の調査審議を行う場合に限る。）。

（松本市健康福祉２１市民会議条例等の廃止）

- 3 松本市健康福祉２１市民会議条例（平成１３年条例第５４号）及び松本市子ども・子育て会議条例（平成２５年条例第３６号）は、廃止する。

令和6年度 松本市社会福祉審議会 松本市職員名簿

所属部	職 名	氏 名	備 考
健康福祉部	健康福祉部長	加藤 琢江	
	福祉政策課長	豊原 広幸	
	障がい福祉課長	西村 恵美	
	高齢福祉課長	高木 寿郎	
	高齢福祉課 福祉担当課長	勝家 知子	
	西部福祉課	荻上 寿子	
こども部	こども部長	百瀬 由将	
	こども育成課長	塚田 喜代志	
	こども福祉課長	三代澤 昌秀	
	こども発達支援課長	山崎 ひとみ	
	保育課長	原 正幸	